

公益財団法人東京都中小企業振興公社
令和元年度第2回定時理事会（決議の省略）議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月27日
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 保坂 政彦
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事長 保坂 政彦
- 4 理事の現在数 11名
監事の現在数 2名
- 5 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
提案の内容

議案第1号 令和2年度 事業計画及び収支予算に関する件

- (1) 令和2年度事業計画及び収支予算（「資金調達及び設備投資の見込みについて」を含む）について別紙「議案第1号」及び別添「令和2年度事業計画書・収支予算書（案）」のとおり決定すること

議案第2号 資産取得資金の計画期間及び積立限度額の変更に関する件

- (1) 中小企業会館の補修等を着実に実施するため、特定費用準備資金当取扱規程第9条第3項の規定に基づき、別紙「議案第2号」のとおり積立期間の延長及び積み立て限度額の変更について決定すること

議案第3号 業務処理規程の改正に関する件

- (1) 業務処理規程第4条に規定される事項について、きわめて可変的であり、公社規程第1号事務局処務規程において同様の事項が定められていることから、別紙「議案第3号」のとおり本規程における同条に係る記載を削除するための改正について決定すること

議案第4号 コンプライアンス規程の改正に関する件

- (1) 職員に係る公益通報制度の利便性向上のため、東京都産業労働局総務部に公社職員からの公益通報窓口が設置されることに伴い、別紙「議案第4号」のとおり、コンプライアンス規程第9条第1項及び第3項を改正することについて決定すること

議案第5号 常勤理事の報酬額の決定に関する件

- (1) 令和元年12月20日付31総行革経第79号による東京都政策連携団体の役員報酬基準の改定に伴い、定款第29条第1項及び役員等報酬等規程第2条の規定に基づき、別紙「議案第5号」のとおり役員報酬の変更について決定すること

議案第6号 臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等に関する件

- (1) 令和2年度第1回臨時評議員会の開催について、別紙「議案第6号」のとおり、予定を変更し書面による決議を行う旨を決定すること
- (2) 令和2年度第1回臨時評議員会を開催する目的である事項について、役員及び評議員の選任に関する決議とその他報告事項とする旨を、別紙「議案第6号」のとおり決定すること

議案第7号 事務局長の任免に関する件

- (1) 定款第38条第3項の規定に基づき、別紙「議案第7号」のとおり事務局長の任免について決定すること

以上のとおり、理事保坂政彦が理事及び監事の全員に対し、上記事項について提案書を発し、当該提案につき、書面により、理事の全員から同意の意思表示を、監事の全員から異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の規定により、理事会の決議があったものとみなされた。これを証するため、議事録の作成に係る職務を行った理事が署名押印する。

令和2年3月27日

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長 保坂 政彦